

特別レポート－2014年8月号

UAEにおけるオンライン・ショッピング・ビジネスの立ち上げ

2014年8月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所Clyde & Co LLPに作成委託し、2014年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae



特別レポートー2014年8月号
UAEにおけるオンライン・ショッピング・ビジネスの立ち上げ

本記事では、アラブ首長国連邦（以下、「UAE」）のオンライン小売業に関する規制について考察し、UAE市場における取り引きに関する法的リスクについて検証します。

UAEおよび中東・北アフリカ（以下、「MENA」）地域でのオンライン小売業（以下、「Eリテール」）は、普及が進む他の市場に比べ、あまり浸透しておらず、巨大で豪華なショッピングモールの人気によって、影の薄い存在です。しかしUAEは、市場拡大を狙う企業にとって非常に大きなビジネスチャンスを秘めています。Global Intelligence Allianceの報告によると、MENA地域の国内総生産は1兆4千億米ドルを超え、現在3億1,500万人の人口は増加を続けています。Eリテールは、店舗を構えるために当然必要とされる多大な資金を大幅に削減するとともに、急速に消費者基盤を拡大できるなどの理由から、UAEでのビジネスチャンスを掴むための最適な手段と言えるでしょう。

本記事は、一般的な概要に限り紹介することを目的としています。具体的な法的問題は、輸入品の種類やリテラーが選択するビジネスモデルによってさまざまです。

UAE市場に狙いを定める

規制状況

企業は、営業許可を受けたUAE国内に限り、取り引きを行うことができます。UAE国内で外国企業が販売活動を始める方法にはさまざまな選択肢があり、フリーゾーンを含まずUAE国内のみで営業する（オンショア）か、あるいは、UAE内に設けられたフリーゾーンの一つで営業する（オフショア）か、いずれかを選ぶことができます。

UAEでのオンライン小売業者（以下、「Eリテラー」）に適用される関連法および規則は、企業がオフショア法人であるか、オンショア法人であるかによって異なり、さらにどの首長国の法人であるかによっても異なります。UAEの7首長国はそれぞれ、個別の法管轄を持ち、会社、雇用、出入国に関する規則もそれぞれ異なります。そのため、企業は、事業展開を望むそれぞれの首長国で、会社あるいは支店の法人登録を行う

必要があります。首長国から営業許可を得ていない企業は、その国で取り引きを行うことはできません。また、UAE オフショアで法人登録し運営する企業が商品の輸入を許されるのは、活動するフリーゾーンに限られます。

UAE で設立する法人の種類、オンショアあるいはオフショアのいずれで運営すべきかを決定するには、その取り引き内容、営業場所、見込み購買者などすべての要素を考慮する必要があります。

外国企業による E リテール

E リテラーは、UAE に営業所を構えなくても、UAE に商品を輸入することは可能です。しかし、その場合、E リテラーは UAE 国内で取り引きを行わないことを確実にしなければなりません。例えば、在庫品は UAE 国外で保管する、最終販売先が UAE 国外の購買者であることを示す販売契約書を作成する、UAE 国内の購買者には UAE 国内で商品配送許可を持つ輸送業者による配達を手配する、あるいは、UAE 国内への商品輸入は購買者の個人責任とする販売条件を設けるなど、適切な手段を講じる必要があります。

基本的に、UAE 国内で何らかのサービスを行わない限り、UAE での営業許可は必要ありません。しかし、このような形態を選んだ場合、高い顧客満足度は得られないかもしれません。例えば、商品輸入は購買者の個人責任とする販売条件を設けた場合、そもそも購買意欲が損なわれてしまう可能性もあります。また、UAE 国外で商品を保管した場合、配送に遅れが生じるかも知れません。

現地代理店契約

海外の E リテラーは、UAE の現地代理店を介して、UAE の購買者に間接的に商品を販売することも可能です。フランチャイズや配給協定が、よく用いられるビジネスモデルです。この形態の利点は、現地フランチャイズ店、販売店、代理店は UAE 国内で営業許可を持つことにあり、理論上、UAE の購買者からのオンラインオーダーへの対応だけでなく、UAE 国内に店舗を構えて営業することも可能となります。ただし、販売代理店設立に関する 1981 年 UAE 連邦法第 18 号 (UAE 代理店法) は、特定の地域 (一首長国あるいは UAE 全域) において商品の独占販売権が与えられた正規代理店は強力な制定法上の権利を有すると定めており、一旦代理店契約を結ぶと、簡単に解約

することはできないかもしれないということを忘れてはなりません。

オンショアでの営業

商品の目的や種類によっては、Eリテラーは、オンショア営業所を設立し、Eリテール営業許可を得ることも可能です。例えば、ドバイ首長国にオンショア営業所を開設するなら、ドバイ経済開発局（DED）から、オンライン取り引きを行うための営業許可を得る必要があります。営業許可に含まれる活動は、そのEリテラーが販売する商品の種類によって決定されるのが普通ですが、幅広い‘Eリテール’活動に対する許可を得ることも可能とされています。

Eリテールを取り締まる法律および規則

UAE への輸入

アラブ湾岸諸国協力会議の統一関税法に関する2007年連邦法第85号(GCC関税法)は、UAE オンショアへの商品輸入に適用されます。輸入品の通関が認められるためには、GCC関税法に基づき、認証済み商業送り状原本および原産地証明、輸入申告書、配達依頼書、船荷証券原本、積荷目録原本の提示が求められます。

また、特定の製品は、現地法により輸入が禁じられていることも忘れてはなりません。さらに、薬品やテレコム機器など、特定の規制条件を満たす必要のある製品もあります。これら制限や条件により、UAE オンショアへの輸入が妨げられる製品もあるかも知れません。

関税の課税対象となるか否かとその税額は、EリテラーがUAE国内の法人であるか否かによって決まります。例えば、ドバイ国内で法人登録する企業は、通常、運賃保険料込み（CIF）商品価格の5%を関税として支払う義務があります。一方、UAE オフショアで法人登録する企業は、同企業の活動の場であるフリーゾーン内への輸入品に対し、関税を支払う必要はありません。

UAE 内に輸入された商品が、UAE 経済省に登録する正規代理店／販売店が独占販売権を有する商品であった場合、その正規代理店／販売店は、同商品の第三者によるUAE

への輸入を防止する手段を講じることが可能です。

UAE の消費者保護

UAE における消費者保護に関する法律は、原則的に、消費者保護に関する 2006 年連邦法第 24 号（消費者保護法）と、その執行規則（消費者保護法執行規則）によって取り締まられています。

消費者保護法は、UAE における消費者保護の法的枠組みを定めたものであるものの、米国や欧州諸国の消費者保護に関する法律ほど確立された規範的なものではありません。また、消費者保護法は E リテールに適用される具体的な必要条件については定めていません。

E リテラーにとって重要なことは、消費者保護法は、商品に不具合があった場合、消費者に対し、さまざまな救済手段を定めているという点です。同法に基づき、E リテラーは、商品に不具合があった場合、製品の交換、修理（費用負担）または返金が求められます。さらに消費者保護法執行規則は、いずれの救済手段を採用するかは消費者が決定すると定めています。

また、注目すべき点として、商品の保証書に特別な記載がない限り、UAE では、製品の品質基準や合格基準は設けられていません。

消費者保護法および消費者保護法執行規則は、さまざまな表示条件を定めており、E リテラーも、UAE で販売する商品を製造する際、それら条件を守らねばなりません。誤解を招くような表示や、虚偽的広告は、全般的に禁じられています。また、UAE で販売される商品はすべて、アラビア語で、商品名、種類、成分／材料、製造者名、製造日、包装日、消費期限、原産国、使用説明（必要な場合）、商品が何らかのリスクを消費者に負わせる可能性がある場合、その警告が表示される必要があります。

また、重要な点として、UAE 法では、買い手責任負担（‘買い手が注意すべき’）の概念はありません。つまり UAE では、消費者は、購入前に商品の状態を調べる義務を負わず、その状態に対し一切の責任を負いません。

消費者からの苦情処理

オンラインか否かにかかわらず商品を購入した結果、損害を被った消費者は、消費者保護法あるいは 1985 年 UAE 連邦法第 5 号（民法）に基づき、苦情を訴える権利を有します。

消費者保護法により、UAE 経済省内に消費者保護局が設置され、同局は、個々の消費者からの苦情を受付け、それに対する措置を講じる、あるいは所轄官庁に加害企業を訴える権限を有します。

UAE の消費者向けに E リテールを開設することを望む企業は、返品に関する明確なポリシーを設け、消費者とはできるだけ透明性のある取り引きを行い、苦情に対応する心構えが必要です。